

右の者に対する尊属傷害致死被告事件（昭和五〇年（あ）第一二八三号）について、昭和五〇年一一月二八日当裁判所が言い渡した判決に対し、申立人から判決訂正の申立があつたが、右判決の内容に誤りのあることを発見しないので、刑訴法四一七条一項により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件申立を棄却する。

昭和五〇年一二月二三日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	天	野	武	一
裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	江	里	口	清
裁判官	高	辻	正	己